



令和5年8月25日  
北九州市環境局  
循環社会推進課長 原田  
企画調整担当係長 小澤  
TEL:093-582-2187

報道機関各位

## 九州の大都市では初!! 製品プラスチックの回収を開始します

近年、海洋プラスチック汚染や気候変動の原因として、世界的にプラスチックごみ対策の重要性が高まっています。  
そこで、北九州市では、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和5年10月から「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始することとしました。  
政令指定都市としては、仙台市（令和5年4月開始）、京都市（同）に続き、3番目、九州の大都市（特例市以上）では初めての実施となります。

### 1 事業概要

#### (1)開始日

- ①月曜日回収地域 令和5年10月2日    ③木曜日回収地域 令和5年10月5日  
②火曜日回収地域 令和5年10月3日    ④金曜日回収地域 令和5年10月6日

#### (2)対象範囲 市内全域

#### (3)内 容 市民は週に1回、緑色の指定袋で資源化物ステーションに排出

#### (4)収集見込量 年間10,000トン（そのうち、製品プラスチックは1,500トン）

### 2 市が収集するもの

#### (1)容器包装プラスチック

#### (2)製品プラスチックのうち、「プラスチックのみでできたもの」、「1辺が50cm未満のもの」。

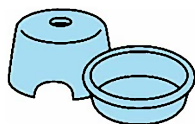
<製品プラスチックの例>



バケツ



ハンガー



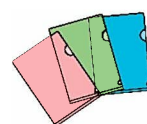
風呂椅子/桶



歯ブラシ



食品容器



クリアファイル



じょうろ

### 3 今後の広報について

市政だより（9月15日号）で特集の別冊をはさみ込むほか、チラシ・ポスターの市民センターなどへの設置、資源化ステーションの案内板、収集車の車両幕・音声アナウンス、ウェブサイトやSNSなど、各種広告媒体を活用する予定です。

# 令和5年10月から

## 容器包装プラも! 製品プラも!

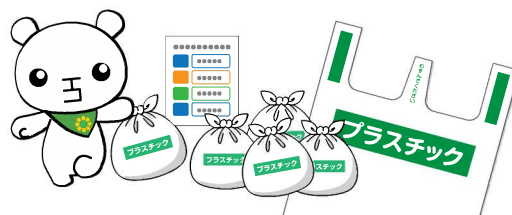
# プラスチックは 緑の指定袋へ

近年、海洋プラスチックごみや気候変動などの問題により、プラスチック資源を循環利用する取り組みの重要性が高まっています。

北九州市では、限りある資源を有効に活用するため、令和5年10月から「製品プラスチック」を含む、プラスチック資源の一括回収を開始します。分別収集にご協力をお願いします。

### 一括回収のポイント

- ◎令和5年10月2日(月)以降のプラスチック資源収集日から回収します。
- ◎収集曜日と指定袋に変更はありません。
- ◎緑の指定袋(プラスチック製容器包装用)に、製品プラスチックも一緒に入れて、資源化ステーションに出すことができます。



### 製品プラスチックってどんなもの?

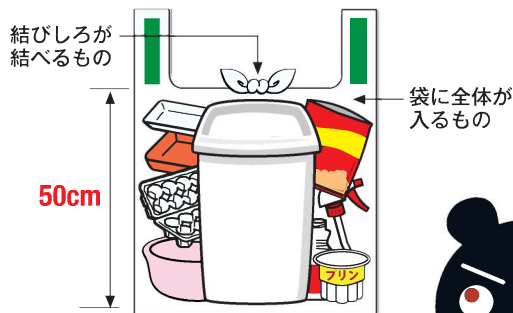
洗面器や歯ブラシ、ハンガー、CDなど、プラスチック素材でできている製品です。

#### 新たに分別回収が始まるもの

##### ① プラスチックだけでできているもの



##### ② 1辺の長さが50cm未満のもの



発火、けがなどの危険性があるものは回収できません

- 電池類(充電式含む)
- 小型電子機器 ●危険品





新しく

# 10月から資源として回収できる製品プラスチック例

洗面器	計量カップ	食品保存袋(ジップロック)	ちりとり
風呂いす	調理ボウル	歯ブラシ	プランター
バケツ	フライ返し	ストロー	CD・DVD
ごみ箱	プラ皿・コップ	ハンガー	クリアファイル
かご	プラ容器(タッパー)	おもちゃ	湿布などのフィルム
じょうろ	フォーク・スプーン	虫かご	など

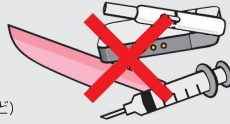


リサイクル処理に支障が出る下記の製品は回収できません!



### 危険性

- ① 発火・爆発の危険性があるもの  
(例: 充電式電池、電子・加熱式タバコ、ガス加熱式ボンベ、ライターなど)
- ② 刺さったり、切れたりするもの  
(例: プラスチック包丁、刃物、針など)
- ③ 感染性があるもの(医療用)  
(例: 点滴バッグ・チューブ・カテーテル・注射器など)



### 大きさ

- ④ 指定袋に入れて結びしるを結んで閉じる事が出来ない(袋に収まらない)大きさのもの  
(例: プラスチック製衣装ケース、クーラーボックスなど)
- ⑤ 指定袋を貼りつけて排出しているもの



### 性質・形状

- ⑥ 金属や合成ゴム等のプラスチック以外の素材が使用されているもの
- ⑦ 長いひも状のもの(おおむね50cm以上)  
(例: ホース、リール、プラスチックチェーンなど)
- ⑧ 汚れが著しく付着しているもの
- ⑨ 厚みが5mm以上あるもの(例: 板など)
- ⑩ 小さく、飛散する可能性があるもの  
(例: ビーズクッションの中身など)



## プラスチックの持ち出しマナー



### 中身を使い切る

中身を使い切り、残りがすが付着していないものは、そのまま出してください。



### 付いている汚れは落とす

食品の残りがや土などの汚れがある時は、軽くゆすいでください。



### 指定袋に直接入れる

レジ袋などを内袋として使うと、袋を破り中身を取り出す作業が必要になります。



### 袋の上を結ぶ

袋の結びしるを結んでください。結べない大きさのものは回収できません。



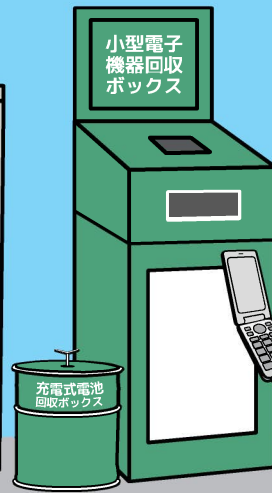
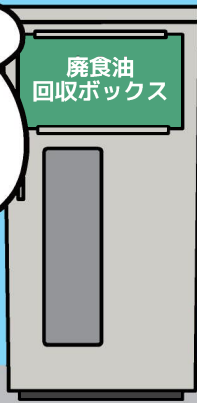
プラスチック



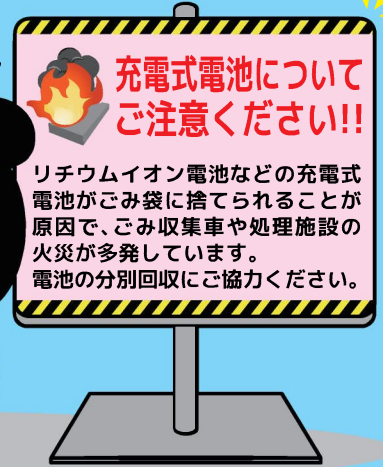


# 使用済み「小型電子機器」「充電式電池」 「食用油」の回収にご協力をお願いします!

こぼれないように  
しっかり  
ふたをしめてね!



これも  
リサイクル  
できるんだよね!

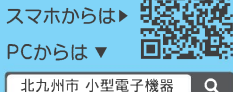


回収できるもの	
小型電子機器	<p>携帯電話、小型ゲーム機、デジタルカメラ、電子辞書、電気シェーバー など。 ※回収ボックスの投入口(25cm×8.5cm)に入るものが対象です。 ※ACアダプタやコードも持ち込めます。</p>
充電式電池	<p>電化製品から取り外せるリチウムイオン電池等の充電式電池、モバイルバッテリー、電子たばこ・加熱式たばこ など。 ※乾電池やボタン電池も持ち込めます。</p> <p><b>お願い</b> 発火防止のため、右のイラストのように電極にビニールテープを貼ってください。</p>
食用油	<p>サラダ油、コーン油などの植物油。 ※ラードやバターなどの動物油は対象外です。 ※天かす等を取り除き、ペットボトルや購入時の容器に入れてください。</p>

- ▶ 区役所や市民センターに設置している回収ボックスにお持ちください。回収ボックスの設置場所は裏面をご覧ください。
- ▶ **事業所から発生したものは対象外のため、入れないでください。**

それぞれの回収方法などの詳細は市ホームページで確認できます!!

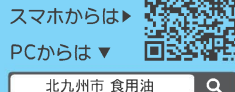
小型電子機器



充電式電池



食用油



# 使用済み「小型電子機器・充電式電池・食用油」回収ボックス設置場所

※各市民センター50音順(市役所及び区役所以外)

	施設名	電話番号	小型電子機器 充電式電池	食用油
門司区	門司区役所	331-1881	●	
	老松市民センター	332-0889	●	
	清見市民センター	331-3033		●
	小森江東市民センター	331-5735	●	
	庄司公民館	321-0597		●
	白野江市民センター	341-3221	●	●
	大里東市民センター	371-4419	●	
	大里南市民センター	391-5591	●	
	大里柳市民センター	381-2328	●	
	田野浦市民センター	331-2025	●	●
	東郷市民センター	341-1126	●	●
	藤松市民センター	391-6411	●	●
	松ヶ江北市民センター	481-5725	●	
	松ヶ江南市民センター	481-0290		●
丸山市民センター	332-1651	●		

小倉北区	北九州市役所	582-2187	●	
	小倉北区役所	582-3311	●	
	足立市民センター	541-5085	●	●
	泉台市民センター	571-3281		●
	井堀市民センター	592-1170	●	
	貴船市民センター	921-2606	●	
	清水市民センター	592-8351	●	
	霧丘市民センター	922-7365	●	●
	桜丘市民センター	522-5233	●	
	寿山市民センター	531-1226	●	
	富野市民センター	533-5541	●	
	中井市民センター	591-8750	●	
	中島市民センター	931-8370		●
	西小倉市民センター	592-1603	●	●
日明市民センター	571-3704		●	
南小倉市民センター	592-5911	●	●	

小倉南区	小倉南区役所	951-4111	●	
	長行市民センター	452-3651	●	
	企救丘市民センター	963-3101	●	
	北方市民センター	951-0133	●	●
	北九州市立大学	964-4465	●	
	朽網市民センター	471-8566	●	●
	広徳市民センター	964-0031	●	
	志井市民センター	961-1414	●	
	曾根市民センター	475-6050	●	●
	曾根東市民センター	471-7710	●	●
	高蔵市民センター	472-1775	●	●
	田原市民センター	474-7552	●	●
	徳力市民センター	963-0158	●	
	長尾市民センター	451-1620		●
	貫市民センター	475-6070	●	
	沼市民センター	473-2021		●
	東朽網市民センター	475-8861	●	
	東谷市民センター	451-0217	●	
	守恒市民センター	963-1446	●	
	湯川市民センター	941-1751	●	
両谷市民センター	451-1138		●	
若園市民センター	921-3344	●	●	

	施設名	電話番号	小型電子機器 充電式電池	食用油
若松区	若松区役所	761-5321	●	
	青葉市民センター	742-5331	●	
	赤崎市民センター	751-1900	●	
	島郷市民センター	791-0483		●
	高須市民センター	741-5707	●	
	藤ノ木市民センター	771-7955	●	●
	二島市民センター	791-1552	●	
古前市民センター	771-8202	●		

八幡東区	八幡東区役所	671-0801	●	
	祝町市民センター	651-3816	●	●
	枝光市民センター	661-1034	●	●
	枝光北市民センター	661-2437	●	●
	大蔵市民センター	652-3817	●	●
	尾倉市民センター	661-0516	●	
	高槻市民センター	653-2677		●
	槻田市民センター	653-1185	●	
平野市民センター	661-1584	●		

八幡西区	八幡西区役所	642-1441	●	
	青山市民センター	631-0767	●	●
	赤坂市民センター	601-0782	●	
	穴生市民センター	641-6026		●
	池田市民センター	618-2188	●	
	医生丘市民センター	691-2205	●	●
	永犬丸市民センター	613-8006	●	●
	大原市民センター	612-6914	●	
	折尾西市民センター	601-8231	●	
	折尾東市民センター	601-8991	●	
	香月市民センター	617-0203	●	●
	楠橋市民センター	618-8322	●	
	熊西市民センター	621-3182	●	●
	黒畑市民センター	631-8122	●	●
	黒崎市民センター	641-4106	●	●
	上津役市民センター	612-3568	●	●
	陣原市民センター	641-0177	●	●
	竹末市民センター	631-0261	●	●
	筒井市民センター	641-3407	●	●
	塔野市民センター	612-6308	●	●
中尾市民センター	612-3881	●	●	
則松市民センター	602-2010		●	
引野市民センター	631-8055	●		
星ヶ丘市民センター	617-5273		●	
本城市民センター	691-2301	●		
光貞市民センター	692-9469	●	●	
八枝市民センター	603-1055	●		

戸畑区	戸畑区役所	871-1501	●	
	一枝市民センター	881-1029		●
	大谷市民センター	881-4151	●	
	沢見市民センター	881-5689	●	
	三六市民センター	881-0958	●	
	牧山東市民センター	881-3177	●	●

●印が回収ボックス設置場所です。

注)各施設の開館・閉館時間が異なりますので、注意して下さい。